平成２４年（フ）第１３８号
千葉県匝瑳市飯倉台31番地22　アークピア弐番館205、住民票上の住所千葉県旭市後草909番地１　パトリエ高見台左３号
債務者　木内　健一
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５５号
静岡県沼津市新宿町10番地の１　サンヴェール新宿903号
債務者　臼田　邦人
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
静岡県沼津市新宿町10番地の１　サンヴェール新宿903号
債務者　臼田アヤ子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
静岡県三島市幸原町１丁目６番31号　アベニュー35―215、前住所静岡県三島市東町２番48号　イーストハウスＩＷＡＳＡＫＩ―201
債務者　杉山　清信
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
静岡県沼津市東椎路260番地の２
債務者　寺田　隆哉
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４８号
名古屋市港区小賀須３丁目702番地
債務者　運天　　豊
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６４号
名古屋市以下秘匿、住民票上の住所名古屋市中区金山１丁目１番６号　江崎コーポ３Ａ号
債務者　宮澤　文子（旧姓宮野）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１１号
名古屋市千種区宮根台１丁目７番15号　ハニーカム宮根201号
債務者　髙橋　純一
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０３号
愛知県一宮市丹陽町外崎字郷西773番地１　テラスハウスウエダＢ―１
債務者　住田　弘毅
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６９号
愛知県豊田市青木町１丁目31番地１　青木ヒルズα―１―208号、前住所愛知県豊田市渋谷町１丁目５番地４　シャルムⅡ202号
債務者　野田さゆり
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市薮田１丁目11番地15　メゾン市川Ａ―202、前住所愛知県岡崎市中園町字東浦４番地４
債務者　沖　　照子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
愛知県岡崎市薮田１丁目11番地15　メゾン市川Ａ―202、前住所愛知県岡崎市中園町字東浦４番地４
債務者　沖　　静
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
愛知県豊田市若林東町木ノ前33番地　若林寮、前住所長野県下伊那郡松川町元大島5516番地１
債務者　宮島　　治
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
愛知県岡崎市毛呂町字桂沢51番地
債務者　永井　禮子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
三重県松阪市垣鼻町1764番地38
債務者　大橋　初女
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３１号
京都府舞鶴市字行永2850番地１―201号
債務者　宮崎　加奈
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係